

高知市  
水害ハザードマップ作成業務委託  
仕 様 書

令和8年6月  
高 知 市

# 高知市水害ハザードマップ作成業務委託 仕様書

## 第1章 総 則

### 第1条 適用

本仕様書は、高知市（以下「甲」という。）が実施する水害ハザードマップ作成業務（以下「本業務」という。）に適用し、受託者（以下「乙」という。）が本業務を実施するに当たり、必要な事項を定めたものである。

### 第2条 目的

本業務は、「水防法第15条（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置）」に基づき、高知市における河川のはん濫等による浸水想定区域、避難場所等を明示するものであり、平常時から広く市民の防災意識の向上を図り、水害時における人的被害等を最小限に防ぐことを目的とする。

高知市では、国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所が作成した物部川及び仁淀川の洪水浸水想定区域図、高知県が作成した国分川・久万川及び鏡川の洪水浸水想定区域図を基に、令和元年9月に洪水ハザードマップを作成し、使用・配布しているが、この度、令和3年7月の水防法改定に伴い、令和7年度に、江ノ口川や新川川等の洪水浸水想定区域が追加指定されたことに加え、高知市上下水道局において雨水出水浸水想定区域が、高知県において高潮浸水想定区域が新たに指定されたことから、現行の洪水ハザードマップに、これらの浸水想定区域に関する情報を追加し、大雨や台風等、あらゆる風水害に対応した「水害ハザードマップ」として一体的に作成を行うものである。

### 第3条 留意事項

本業務は、本仕様書によるほか、関係法令など以下の事項に留意し、担当係員の指示、監督のもとに実施するものとする。

- (1) 高知県地域防災計画
- (2) 高知市地域防災計画
- (3) その他関係法令及び通達等
  - ア 水防法
  - イ 水害ハザードマップ作成の手引き〔国土交通省 令和8年5月〕
  - ウ 洪水ハザードマップ事例集〔国土交通省 令和8年5月〕
  - エ 水害ハザードマップ作成チェックシート（洪水）〔令和7年5月 国土交通省〕
  - オ 水害ハザードマップ作成チェックシート（内水）〔令和7年5月 国土交通省〕
  - カ その他関係法令

### 第4条 疑義

本業務の実施に当たり、乙は甲と常に連携をとり、本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合には、甲と協議の上、その指示に従い業務を遂行しなければならない。

## 第5条 提出書類

乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打合せを行い、以下の号に掲げる書類を提出し、甲の承認を受けなければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 業務工程表
- (4) 管理技術者・照査技術者届及び業務経歴書
- (5) その他甲が必要と認める書類

## 第6条 管理技術者

本業務に関わる管理技術者は、「技術士（河川、砂防及び海岸・海洋）」またはRCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）を有し、十分な経験並びにハザードマップ作成業務経験を有するものとする。

## 第7条 工程管理報告

乙は、作業の進捗状況について甲の要求があった場合は、直ちに甲に報告しなければならない。

## 第8条 議事録作成

乙は、本業務に関する打合せ又は協議があった場合には、その内容について議事録を作成し、甲の確認を受けなければならない。

## 第9条 損害賠償

本業務中に生じた事故等や第三者に与えた損害については、乙の責任において解決するとともに、そのてん末を速やかに甲に報告するものとする。

## 第10条 検査

乙は、本業務実施中、必要に応じて甲の中間検査を受け、業務完了後は最終検査を受けなければならないものとする。

2 前項の中間検査又は最終検査の結果、甲から加除・訂正等の指示を受けた場合は、乙は速やかにその指示に従うものとする。

なお、それに要する経費は乙が負担するものとする。

## 第11条 成果品の帰属

本業務で得られた成果品及び中間成果物の著作権等については、全て甲に帰属する。

2 甲は、乙が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作権をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作権をいう。）について、甲が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

3 本業務で作成した水害ハザードマップについては令和8年度中に別途業務にて印刷し、今後増刷する可能性もあることから、印刷時に追加で経費等が発生しないよう留意すること。

## 第12条 成果品の保証期間

成果品納入後1年を保証期間とし、保証期間内に品質等の基準を満たしていないことが判明した場合には、乙の責任において対処するものとする。

## 第13条 履行期間

本業務の履行期間は契約締結の日から令和9年1月29日とする。

# 第2章 業務内容

## 第14条 業務概要

本業務は、水害ハザードマップを作成するための調査とマップの作成とする。作成対象区域は、1級河川仁淀川・物部川、2級河川国分川・鏡川及びその他河川の氾濫に伴う浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域並びにその周辺地域における甲が指定する過去の浸水実績区域を表示するとともに、避難情報の伝達方法、指定緊急避難場所、浸水想定区域内の要援護者施設、防災気象情報等の情報入手先や警戒レベル、取るべき避難行動などを周知用として併せて表示する。

## 第15条 業務内容

業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集・整理
- (3) 背景図データ作成
- (4) 防災関連情報の整理
- (5) 水害（洪水・内水）ハザードマップ作成
- (6) カラーユニバーサルデザイン調整
- (7) 水害ハザードマップ原稿作成
- (8) ホームページ公開用データ作成
- (9) 打合せ協議
- (10) 報告書の作成
- (11) 防災情報データ整理

## 第16条 資料の貸与

本業務において甲から貸与される資料等について、乙は必ず借用書を提出し、その重要性を認識し良識ある判断に基づき、資料等の破損、滅失および盗難等事故のないように取り扱い、使用後は速やかに返却するものとする。また、作業期間中であっても甲から資料返却の要請があった場合は、速やかに返却を行うものとする。貸与資料は以下のとおりとする。

- (1) 仁淀川・物部川・国分川・鏡川・十市川・江ノ口川・久万川・大谷川・志奈弥川・久安川・薊野川・東谷川・金谷川・伏尾谷川・名切川・紅水川・山崎川・吉原川・的湊川・梅の木川・東川川・網川川・高川川・重倉川・西川川・竹島川・西谷川・新川川・宇賀谷川・内の谷川・芳原川・大用川浸水想定データ（shape形式）
- (2) 浸水実績図又は浸水実績に関連する資料及びデータ（shape形式）
- (3) 高知市雨水出水浸水想定データ（shape形式）
- (4) 地区界、町丁目界、学校区界に関する資料
- (5) 指定緊急避難場所データ（施設数、施設位置等）
- (6) 高知市地域防災計画
- (7) 高知市水防計画
- (8) 高知市行政基本図データ
- (9) その他本業務に必要となる資料

## 第17条 計画準備

本業務を遂行するにあたり、現在の高知市における防災の実態を把握し、業務全体の作業方針を立案するとともに、業務の計画準備を行うものとする。

## 第18条 背景図データ作成

背景地図は、甲が保有する最新の行政基本図データとし、ハザードマップに活用できるよう背景地図データの作成を行うものとする。

## 第19条 水害ハザードマップ作成

次の項目を検討し、作成すること。

### (1) 防災関連情報整理

情報・学習編において、洪水・内水・高潮などの災害発生要因に関する説明や防災気象情報等の情報入手先や警戒レベル、取るべき避難行動など、ハザードマップに記載する防災関連情報を整理するものとする。詳細は、甲・乙協議により決定するものとする。

### (2) 洪水ハザードマップ

高知県河川課作成の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を基に、浸水範囲と浸水深を洪水ハザードマップに記載するものとし、浸水深別の着色については甲の指示に従うものとする。また、浸水想定区域図の重ね合わせについては、高知県河川課に優先する図を確認し、確実にを行うこと。

### (3) 内水ハザードマップ

高知市上下水道局下水道整備課による雨水出水想定区域を基に、浸水範囲と浸水深を地図上に記載するものとし、浸水深別の着色については甲の指示に従うものとする。

なお、国土交通省の水害ハザードマップ作成チェックシートを活用し、チェック項目及び参照すべき事例が反映されているか確認を行うこと。

## 第20条 水害ハザードマップ印刷用原稿作成

作成した水害ハザードマップを基に、市民へ周知するものとして、掲載すべき地図情報や防災意識を向上させるための啓発情報などについて検討し、印刷用原稿（A1形式）を作成するものとする。記載する情報は、地域での実情や他地域での事例、社会情勢等を踏まえた内容とする。構成は、1枚目表面に洪水ハザードマップ、裏面に内水ハザードマップ、2枚目に水害に関する共通の情報（情報・学習編）とする。作成した水害ハザードマップについて、甲の校正を受けるものとする。

また、配色やデザインは、高齢者や子供にも分かりやすく理解できるよう工夫を施すほか、多様な色覚を持つ人を含め、なるべく全ての人に情報が正しく伝わるように調整すること。

なお、印刷業務で当該データを使用できるよう、データの仕様については甲の指示に従うこと。

## 第21条 ホームページ公開用データ作成

作成した水害ハザードマップを広く市民に公開・周知することを目的として、高知市ホームページ公開用画像データ（PDF形式）を作成するものとする。

## 第22条 打合せ協議

本業務に関する打合せ協議は、着手時、中間、成果納入時の計3回を予定しているが、甲または乙が必要と判断した場合には、必要に応じて適宜実施することとする。

### 第23条 報告書の作成

本業務の経緯・検討結果について、報告書としてとりまとめるものとする。

### 第24条 防災情報データ整理

本業務で作成した各種防災情報データは、汎用性のある形式によりデータ化して整理するものとする。また、地図情報については、甲が単独で活用、編集等ができるようGISデータ（Shape形式）として整備し、水害ハザードマップの印刷原稿データについては、イラストレータ（AI）形式（Adobe Illustrator）で作成するものとする。なお、印刷原稿データには背景地図も含める形で作成すること。

## 第3章 成果品

### 第25条 成果品

成果品は以下のとおりとする。

- |                                  |    |
|----------------------------------|----|
| (1) 業務報告書（電子成果 正・副1部）            | 1部 |
| (2) 水害ハザードマップ印刷用原稿（AI形式）         | 1式 |
| (3) 水害ハザードマップGISデータ（Shape形式）     | 1式 |
| (4) 水害ハザードマップホームページ掲載用データ（PDF形式） | 1式 |
| (5) 打合せ記録簿                       | 1式 |
| (6) 上記電子データ                      | 1式 |
| (7) その他関連資料                      | 1式 |